

姫路ケーブルテレビ

ケーブルライン 規約

第1条(規約の適用)

本規約は、姫路ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」という)と「IP電話サービス契約約款」(以下「ケーブルライン電話約款」という)に準じて、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という)より当社を介してケーブルラインサービス(以下「ケーブルライン」という)の提供を受ける者(以下「契約者」という)との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2 当社及びソフトバンクがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条(規約の変更)

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項の規定に基づく本規約の変更の際は、変更後の規約の内容と適用開始日を、当社ホームページでの公示その他相当の方法によって予め公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第3条(契約の成立)

当社は、当社を通じ、契約者からケーブルラインの申込みがあったときは、その都度ソフトバンクに報告し、ソフトバンクが受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、ソフトバンクを通じ、申込みを承諾しない事があります。

- (1) ケーブルライン接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、保守することが技術上困難なとき。
- (2) 申込みをした者が、ケーブルラインに係る料金(以下「電話サービス料金」という)または工事に関する費用等の支払いを怠る恐れがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第4条(設備の設置)

契約者は、ケーブルラインへの申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルラインに必要となる設備の設置を実施することにつき、承諾したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。

2 当社は別途定める「光端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、WMTA機器を契約者に貸与します。

3 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

第5条(契約者の履行義務)

電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置等を設置するために必要な場所は、ケーブルラインの契約を行った契約者から提供して頂きます。

2 機器の設置、撤去、保守の工事、点検等を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4 契約者は、当社が提供した終端装置を移動、取り外し、変更、分解、損壊、または線条その他の導体を接続しないこととします。

第6条(工事費等)

第4条に定める設備の設置に伴う料金(以下「工事費」という)は契約者負担とします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

3 契約者は、工事の完了後に契約の解除による設備の撤去に伴う工事費等を支払うものとします。

第7条(ソフトバンクに係る債権の譲渡等)

当社は、契約者に、「ケーブルライン電話約款」に定めるところにより当社に譲

り渡すこととされたソフトバンクの債権を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社及びソフトバンクは、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第8条(料金)

ソフトバンクが提供するケーブルラインに係る料金は、「ケーブルライン電話約款」に定めるところによります。

2 契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費等を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に毎月支払いを行うものとします。

3 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、契約者の負担とします。

4 契約者は当社が電話サービス料金及び工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承諾していただきます。

5 契約者が、電話サービス料金または工事費等の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済の日の前日までの日数について、年利14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

第9条(サポート)

契約者がケーブルラインを利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2 前項の申告に基づき、当社は当社及びソフトバンクの設備について、修理または対応(以下「サポート」という)のための手配を行います。ただし、利用環境・形態及び申告の時間帯等により対応できないあるいは相応の時間を要する場合があります。

3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはソフトバンクの責に帰すことのできない事由により契約者がケーブルラインを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第10条(利用の停止)

契約者が電話サービス料金または工事費等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないまたは支払わない恐れのあるときは、ソフトバンクの「ケーブルライン電話約款」の定めるところにより、ソフトバンクを通じケーブルラインの利用が停止されることがあります。

2 当社は、前項の規定により、ケーブルラインの利用が停止されるときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

(注)なお、利用停止期間中についても、ソフトバンクの「ケーブルライン電話約款」の定めるところにより、定額利用料の支払いを要します。また、契約者は利用停止に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

第11条(契約の解除)

当社は、次の場合には、ソフトバンクを通じその利用契約を解除することがあります。

- (1) 電話サービス料金または工事費等その他の債務について、第10条(利用の停止)の規定により利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。
- (2) 契約の申込みにあたって、事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取り外し、変更、分解、損壊、またはその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- (4) 電気通信回線の地中化等、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルラインサービスの継続が出来ないとき。
- (5) 本規約またはソフトバンクが定める「ケーブルライン電話約款」に違反したまたは違反する恐れがある場合。
- (6) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

2 当社は、前項の規定により、ケーブルラインの契約が解除されるときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。なお、契約者は前項による契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第12条(契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、本規約及びソフトバンクが定める「ケーブルライン電話約款」に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(注)契約者に係る個人情報につきましては、当社の「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱います。

第13条（債権の保全）
当社が第6条（工事費等）の債権及び第7条（ソフトバンクに係る債権の譲渡等）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第14条（債権回収代行会社等への回収業務の委託）
契約者が料金、工事費その他の債務について支払いを怠ったときは、当社が債権回収代行会社へ債権の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾するものとします。

第15条（紛争の処理）
ケーブルラインについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第16条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附則
本規約は、2024年10月1日から施行します。

別表 料金表（消費税込）	
利用料	
ケーブルライン基本利用料	1,419円
標準工事費	
開設工事費	3,300円
引込工事費	33,000円
ケーブルライン工事費	22,000円／回線
※工事内容により、別途費用をいただく場合があります。	

第2表 弁済金（不課税）機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	
ケーブルライン用端末（本体）	25,000円／台

附則
この料金表は、2024年10月1日から実施します。

光端末設備貸出サービスに関する契約条項

第1条（WMTA機器の貸出）
当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結しているケーブルラインの契約につき、当社が別途指定するWMTA機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「WMTA機器」といいます）を無償で貸与します。

第2条（WMTA機器の設置及び撤去等）
1 当社は、前項に基づき契約者に貸与するWMTA機器を契約者が指定した設置場所（ただし、ケーブルラインの提供を受けることができる場所に限ります）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該WMTA機器の貸与が開始されるものとします。
2 契約者は、WMTA機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
3 WMTA機器と契約者の機器との接続に必要な物品等及びWMTA機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
4 当社は契約者に対して、貸与開始においてWMTA機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、WMTA機器の商品性、及び契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第3条（WMTA機器の使用及び保管等）
1 契約者は、WMTA機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
2 契約者は、WMTA機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、WMTA機器を改造若しくは改変し又は

契約者が利用契約において指定した当該WMTA機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、ケーブルラインを利用する目的以外にWMTA機器を使用してはならないものとします。
3 契約者は、WMTA機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する正常なWMTA機器（以下「代品」といいます）を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたWMTA機器（以下「故障品」といいます）を当社に返却するものとします。
4 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりWMTA機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは契約者に対し、当社が別に定める額を請求できるものとします。

第4条（WMTA機器の返還等）
1 契約者は、解約等の理由でWMTA機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかに当社へ連絡し、WMTA機器の返還にかかわる工事の依頼を行なうこととします。
2 WMTA機器の返還にかかわる工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

第5条（責任の範囲）
1 当社及びソフトバンク（以下「当社等」といいます）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくWMTA機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、ケーブルライン電話約款に規定されたケーブルラインにかかわる定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
2 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、ケーブルライン電話約款に規定されたケーブルラインにかかわる定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
3 前2項の場合において当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
4 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりWMTA機器を全く使用することができない状態（WMTA機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するケーブルライン電話約款に規定されたケーブルラインにかかわる定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、当社等の故意又は重大な過失により、WMTA機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応するケーブルライン電話約款に規定されたケーブルラインにかかわる定額利用料の支払いを要しないものとします。

附則
本規約は2024年10月1日から施行します。